

市政 トピックス

MUNICIPAL ADMINISTRATION TOPICS

高齢者や障がいのある人を
しっかりサポート
10月1日(水)から
「権利擁護支援センター」開所

認知症や障がいなどで、判断能力が不十分になった方の権利を守り、その方たちが住み慣れた地域で安心して暮らせるように手助けをするため、相談体制を強化しました。

介護サービスの契約や金銭管理が難しくなった方に対し、成年後見制度などの利用支援も行います。また、相談内容に応じて弁護士、司法書士など専門機関へつなぎます。

詳しくは、いきいき広場内福祉まるごと相談グループへ連絡してください。

開所日時 月曜日～金曜日(祝日
および12月29日～1月3日を除く)。

午前8時30分～午後5時15分
ところ いきいき広場2階
問合せ先

いきいき広場内福祉まるごと相談グループ

☎ 52-9610
FAX 52-7918



市障害者扶助料・
市遺児手当の受給者の方へ
手当を振り込みました

平成26年度前期分の扶助料・市遺児手当を9月30日付けで振り込みました。

記帳などで確認し、振り込みがない場合は、至急連絡してください。

い。

また、次回分からの振込先を変更したい方は、印鑑を持参し、いきいき広場内介護保険・障がいグループで手続きをしてください。

問合せ先
いきいき広場内介護保険・障がいグループ
☎ 52-9871

10月は
クリーン排水推進月間
浄化槽強調月間です

県では、毎年10月を「クリーン排水推進月間」および「浄化槽強調月間」と定め、家庭での生活排水対策や浄化槽の適正管理などを呼びかけています。

生活排水対策は、一人ひとりの取組みが鍵となります。水環境に優しい取組みを続けていきましよう。

◆身近な生活排水対策

- ・ 食べ残し、飲み残しを減らす。
- ・ 三角コーナーや水切りネットで汚れを取り除く。
- ・ 使用済み油は新聞紙などに吸わせて可燃ごみとして捨てる。
- ・ 食器や鍋の目立つ汚れは新聞

紙などで拭き取る。

・ 洗剤は適量を使う。

◆浄化槽の適正な管理

浄化槽を管理する方は、法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けなければなりません。

浄化槽を適正に管理し、長く大切に使用しましょう。

◆法定検査機関

(一財)中部微生物研究所
(豊川市御津町赤根下川48)
☎ 0533-76-2228

◆保守点検

愛知県知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼してください。

◆浄化槽の清掃

高浜衛生株
☎ 53-0516

問合せ先

岡市民生活グループ
☎ 52-1111 (内線263)

